

あおもり法人 かわらばん

203号

令和7年7月1日

年4回発行

(4.7.11.1月)

発行 公益社団法人 青森法人会 TEL 775-2580

青森市橋本二丁目13番5号 グランスクエア青森5階 創刊 昭和49年7月1日

URL <http://www.aomori-hojinkai.or.jp/aomori/>

第14回定時総会開催

6月3日（火）、ホテル青森において第14回定時総会を開催し、令和6年度事業報告、令和7年度事業計画と収支予算の報告に続き、平成6年度収支決算、任期満了に伴う役員改選を審議し原案通り承認された。

令和6年度は、税の啓発、税制提言、経営支援、社会貢献などの公益事業活動や会員支援、福利厚生などの共益事業活動、諸会議が計画通りに行われた。また、役員や福利厚生制度受託会社の入会勧奨活動により正会員が前年度比1社増加した。

令和7年度の事業計画では、令和6年度と同様、県連、全法連、税務当局と連携しながら地域企業と地域社会の健全な発展に貢献すべく積極的に事業を行うこと、会員拡大および福利厚生制度の推進のために福利厚生制度受託会社との連携強化を図ること、公

益法人制度改革への的確な対応を行うことなどが報告された。任期満了に伴う役員改選では、4名が退任し新たに5名が加わり、理事31名、監事3名が選任された。また、総会後の臨時理事会において、正副会長、専務理事が再任となった。

その後、青森税務署の三上俊明署長からご祝辞をいただき、続いて、令和6年秋の叙勲を受章された加藤彰様、7年春の褒章を受章された千葉進様、令和6年度仙台国税局長表彰を受賞された米谷副会長への記念品贈呈式を行い、最後は会員交流親睦会で出席者一同和やかに懇談した。

経済講演会開催



定時総会に先立ち、共同通信編集委員の太田昌克氏

から「どうなる！2025年の日本と世界の政治経済」と題して講演が行われた。太田氏は、世界各国で国政レベルの選挙における現職受難の2004年、米大統領選とトランプ2.0、不透明感が増している日本の政治・経済、危機と分断の時代だからこそ考えるべきこと、などについてわかりやすく解説した。



浅虫高野山 陸奥護国寺



国税局長表彰 記念品贈呈



叙勲・褒章 記念品贈呈



税制改正アンケート調査を実施

令和8年度税制改正要望の取りまとめの参考として、全会員企業を対象に税制アンケート調査を行ったところ、105社からご回答を戴きました。ご協力いただき誠にありがとうございました。結果は次のとおりです。

1. 回答企業の属性

◆主たる業種		◆資本金	◆従業員数	◆前事業年度の申告状況	
製造業	9社	1千万円以下	44社	黒字申告	69社
建設・土木・不動産	30社	1千万円超～5千万円以下	44社	赤字申告	24社
卸売・小売・飲食	25社	5千万円超～1億円以下	9社	回答保留・その他	6社
サービス	20社	1億円超～3億円以下	3社		
その他	17社	3億円超～5億円以下	2社		
		5億円超	1社		

2. 回答結果

アンケート設問	回答数	アンケート設問	回答数
問1 中小企業向け税制（法人税関係）で重視すべき点（3つ以内選択）		問4 インボイス制度／課税事業者への質問 ・今後の免税業者との取引について	
① 法人税の軽減税率の特例（15％）の本則化等	81	① これまでと変わりなく取引を行う	65
② 設備投資・研究開発を促進する税制の拡充	35	② 課税事業者ではない取引先とは、すでに取引を抑制等している	7
③ 雇用拡大・賃金引上げを促進する税制の拡充	65	③ 免税事業者からの課税仕入れを80％控除できる令和8年9月末日までは取引を行うが、それ以降は取引を再考したい	9
④ 役員給与の損金算入の拡充	24	④ 6年間の経過措置等が終了するまでは取引を行うが、その後は取引を再考したい	14
⑤ 交際費課税の損金算入枠の拡大	21	⑤ 簡易課税を適用しているので、免税事業者との取引でも影響はない	0
⑥ 欠損金の繰戻還付制度の拡充	17	⑥ その他	4
⑦ その他	5	問5 所得税／基礎控除等の引き上げについて	
問2 今年の賃上げについてどう対応するか		① 国民の手取りを増やすため、課税最低限をさらに引き上げるべき	36
① 賃上げをする	55	② 安定財源を確保するのであれば、課税最低限のさらなる引き上げに賛成	40
② 賃上げを検討したい	24	③ 今回の改正で十分である	18
③ 賃上げは難しい	16	④ 課税最低限の引き上げには反対	3
④ 賃上げをするか決めていない	8	⑤ その他	6
⑤ その他	2	問6 厚生年金の適用範囲の拡大 ・「106万円の壁」が撤廃されることについて	
問3 インボイス制度／課税事業者への質問 ・どのような負担が増えたか（3つ以内選択）		① 人材を確保するためにはやむを得ない	37
① 取引先が適格請求書発行事業者かどうかの確認作業	48	② 企業負担が増えるので反対である	17
② 受領した請求書等がインボイスの要件を満たしているかの確認作業	52	③ この段階では判断できない	47
③ インボイスの要件を満たしていない請求書等を受領した際の対応	47	④ その他	4
④ 会計帳簿の記入や会計ソフトの操作	23		
⑤ 従業員への社内教育・研修	3		
⑥ 事務負担の増加による人件費の負担増	12		
⑦ インボイス処理に伴う設備等への負担増	7		
⑧ 消費税の申告・納税にかかる事務負担増	15		
⑨ 特に問題なく対応できている	19		
⑩ その他	1		



税制委員会と事業研修委員会（今 良暢委員長）が、令和7年4月9日（水）、ホテル青森において合同で開催された。税制委員会では、委員長より令和6年度の税の提言活動、法人会が提言した令和7年度税制改正要望の実現事項、令和8年度税制改正提言の策定のための検討テーマやスケジュール、アンケートの実施など提言策定までの本年度の取り組みについて

税制委員会（事業研修委員会）



議6回、親睦会1回、税務関連図書およびビジネスダイアリー

説明した。また、事業研修委員会では、事務局より令和6年度の全国および当会における社会貢献活動や税に関する研修会の実施状況や令和7年度の事業計画について説明した。その後、出席委員による活発な意見交換が行われた。

優良経理担当者表彰について

法人会では毎年、会員事業所に勤務する経理担当者で事業所の繁栄に功労のある方を表彰しております。本広報紙に「推薦書」を同封しておりますので、対象となる方がいらっしゃいましたら是非ともご推薦いただきますようお願い申し上げます。

お知らせ

役 名	氏 名	法人名・役 職（6／5現在）
会 長	林 均	青森三菱電機機器販売㈱ 代表取締役社長
筆頭副会長	今 良暢	㈱今会計 代表取締役
副会長	阿部 吉平	㈱阿部重組 代表取締役社長
副会長	米谷 恵司	㈱カードック米谷オート 代表取締役
専務理事	蝦名 彰	（公社）青森法人会 会議員外
理 理	浅木 尚樹	（有）サニタ環境 代表取締役
理 理	伊東 栄一郎	伊東自動車硝子販売㈱ 代表取締役社長
理 理	大坂 功	㈱大一通商 代表取締役社長
理 理	小笠原 若子	㈱山正小笠原建設 取締役専務
理 理	岡野 誠一郎	青森放送㈱ 常務取締役
理 理	小山内 悟	㈱青森テレビ 代表取締役社長
理 理	小野 大介	青森トヨタ自動車㈱ 代表取締役社長
理 理	小野寺 剛	㈱小野寺会計事務所 代表取締役
理 理	柏 秀人	㈱ティエル・マネジメント 代表取締役
理 理	加藤 一善	青森朝日放送㈱ 執行役員総務局長兼技術部長
理 理	黄金崎 亨	㈱黄金工務店 専務取締役
理 理	佐藤 一尚	㈱東商 代表取締役
理 理	田中 桂子	（有）ローズリー資源 代表取締役
理 理	七尾 嘉信	東洋建物管理㈱ 代表取締役社長
理 理	成田 耕	㈱成田本店 取締役会長
理 理	沼田 廣	㈱丸石沼田商店 取締役会長
理 理	野澤 淳	㈱青森みちのく銀行 ビジネスパートナー部長
理 理	平井 典勝	㈱工藤パン 管理本部長
理 理	船橋 喜代博	青森ヤクルト販売㈱ 常務取締役
理 理	三浦 慎史	ホンダ青森販売㈱ 代表取締役社長
理 理	三上 大岳	青森オフセット印刷㈱ 代表取締役副社長
理 理	三原 鉄	（有）三鉄建設 代表取締役
理 理	柳谷 悟	㈱角弘 取締役管理本部長
理 理	山田 純	㈱柳谷仕出店 代表取締役
理 理	山田 爾	㈱山印造園土木 代表取締役
理 理	吉田 崇	㈱サンペンディング青森 取締役常務
理 理	斗澤 利	㈱日専連ホールディングス 取締役監査等委員
理 理	若井 由治	青森魚類㈱ 代表取締役社長
理 理	木村 裕	木村裕税理士事務所 所長

令和7年度・8年度 役員名簿（順不動、*は新任）

青年部会と女性部会が合同で通常総会を開催



井上 晴雄 氏

青年部会（佐藤一尚会長）と女性部会（田中桂子部会長）の合同通常総会が、5月12日（月）にホテル青森で開催された。総会に先立ち、記念講演会が開かれ、㈱ライネメール青森フットボールクラブのチーフマネージャー井上晴雄氏が「サッカー（スポーツ）が繋ぐ未来の青森」と題して、魅力などを話し、サッカー（スポーツ）をツールに青森の課題を克服し、未来を変えていきたい、と締めくくった。議事終了後、青森税務署 三上俊明署長よりご祝辞をいただき、その後、講師を交えて懇親会を行った。

青年部会

第33回通常総会

令和6年度事業報告と収支決算、令和7年度事業計画案と収支予算案、任期満了に伴う役員改選について審議が行われ原案どおり承認された。

令和6年度は、前年に比べ研修会や親睦事業開催回数が増え、「税金ウルトラクイズ」には2チーム多い19チームが参加するなど、活発な活動状況であった。役員改選では、新部会長に、㈱サンペンディング青森 取締役専務の吉田崇氏が就任した。

（令和6年度事業）
研修会4回、親睦事業6回、租税教育活動（税金ウルトラクイズ）1回、諸会議11回、会報「いずほ」の発行



について審議が行われ原案どおり承認された。

令和6年度は租税教室や絵はがきコンクールのほか、概ね計画通りの事業を行うことができた。また、7年度は、部会設立30周年事業の実施や県女連協研修交流会の担当会となることから、部会員一同一致団結して取り組むこととした。

女性部会

第31回通常総会

令和6年度事業報告と収支決算、令和7年度事業計画案と収支予算案、任期満了に伴う役員改選

慶 祝

令和7年春の黄綬褒章

当会会員 千葉 進 氏
（有限会社青森消防設備 代表取締役会長）

全法連功労者表彰

理 事 七尾 嘉信 氏
（東洋建物管理株式会社 代表取締役社長）

副会長 米谷 恵司 氏
（株式会社カードック米谷オート 代表取締役）

東北六県法人会連合会功労表彰

監 事 斗澤 秀利 氏
（株式会社日専連ホールディングス 取締役監査等員）

理 事 平井 典勝 氏
（株式会社工藤パン 管理本部長）

経理研究会

定時総会・月例会

経理研究会（今 良暢会長）

は、4月15日（火）に青森県食糧会館において4月例会と第44回定時総会を開催した。例会では、当会会員で税理士の西村博氏が、令和7年度税制改正について解説した。また、定時総会では、令和6年度事業報告と収支決算、令和7年度事業計画と収支予算、任期満了に伴う役員改選について審議を行い原案どおり承認された。

なお、役員改選では今会長が退任し、後任の会長に鳴海副会長が就任した。

（令和6年度事業）
月例会（研修会） 7回、諸会

青森法人会の事業予定

事業承継セミナー

8月21日(木) 午後1時30分 リンクステーションホール青森
※開催案内を同封しております。

社会保険事務実務のポイント

8月27日(水) 午後1時30分 リンクステーションホール青森
※開催案内を同封しております。

源泉所得税実務のポイント

9月8日(月) 午後1時30分 リンクステーションホール青森
※開催案内を同封しております。

決算法人説明会

9月19日(金) 午後1時30分 リンクステーションホール青森
※開催案内を同封しております。

現在開催計画未定の事業が開催されることもありますので、詳しくはホームページをご覧ください。

広報紙では、当会の活動を紹介しています。研修会・講演会等には、会員以外の方も参加できます。事務局までお申し込みください。

青森法人会事務局

電話 017-775-2580 FAX 017-773-5644

アドレス <http://www.aomori-hojinkai.or.jp/aomori/>

青森税務署からのお知らせ

源泉所得税の
納税には

ダイレクト納付

ぜひご利用
ください

源泉所得税の納付書(所得税徴収高計算書)の作成・納税には、e-Taxソフト(WEB版)を利用した、ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)が便利です!



NEW

源泉所得税のキャッシュレス納付
体験コーナーを開設しました

e-Tax ホームページに
所得税徴収高計算書の
作成・送信・納税手続
を体験できるデモ操作
ツールができました。

体験コーナーは
こちら→
スマートフォン・
パソコン
どちらでもOK

事前準備
不要何度でも
操作可能

簡単な操作でできますので、e-Taxによるキャッシュレス納付をぜひ体験ください!

会員の皆様へ

住所、代表者などの変更がありましたら、お手数ですが事務局へご連絡願います。

法人会会員のみなさまに

法人会の経営者大型総合保障制度
広げよう
企業保障の
大きな傘を

keep moving
forward

数多の人を繋いだ道。
これから前進を。

法人会の「経営者大型総合保障制度」は1971年に創設されました。
想いをつないで50年。これまでも、これからも企業の繁栄を
サポートしつづける経営者大型総合保障制度です。

DAIDO 大同生命保険株式会社

きた東北支社/
青森県青森市奥野1-11-10
TEL 017-735-7030

AIG AIG損害保険株式会社

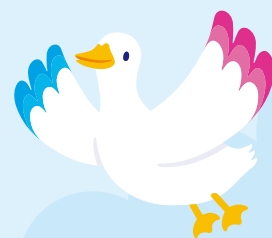
青森支店/
青森県青森市本町1-2-15
(青森本町第一生命ビルディング)
TEL 017-777-3531

法人会がん保険制度
全国法人会総連合

法人会会員企業にお勤めの方は、
おひとり様からでも
集団級の割安な保険料でご契約いただけます。

がん保険の枠を超え、
一人ひとりに最適な安心を

保障と相談サポートで

あなたによりそう
がん保険
ミライト

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

「生きる」を創る。

Aflac アフラック

青森支社
〒030-0802 青森県青森市本町1-2-15
青森本町第一生命ビルディング

法人会用フリーダイヤル 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

資料請求は
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索



No.1

アフラック
がん保険
契約件数

各社の統合報告書などに基づくアフラック調べ(2024年3月時点)

AFアツ課-2024-0542-2503003 12月26日

(有)島田教育総合研究所 代表取締役 島田義也

「マナー」は「ビジネスマナー」だけではない

「公共マナー」を徹底すれば 「仕事出来る人」になれる！

私は研修講師という仕事をしております。研修のジャンルの一つに「マナー研修」というのがあります。新入社員や販売や飲食、電話や対面での応対に従事する方々が受講対象になることが多いです。内容はいわゆる「ビジネスマナー」がメインとなりますが、実はマナーはビジネスマナーだけではなくあります。

ビジネスマナー以前のベーシックマナー、つまり「人としてやらなければならないこと、やってはならないこと」だってマナーなのです。ところがなぜか企業研修でそのようなベーシックマナーが研修内容になることはあまりありません。

会社の偉い人が「そんな初歩的なことは社会人になる前にとつきの昔に学んでいることだから研修内容とするに値しない」とか「そんなことは職場で先輩社員が教えるから外部講師に教わらなくても良い」と考えているというのが背景にあるのかもしれない。

が、この考えは実は大いなる錯覚なのです。「人としてのマナー」を実践できない「マナーが悪い方々」は世の中にたくさんいます。周りから「マナーがなってないな」と冷やかに見られるだけなら本人が損をするだけだから自業自得ですが、事はそれだけではおさまなりません。

一社員の行動が原因で会社のイメージダウンにつながることもあるのです。

研修の場では難しいことを言う前に「人としての当たり前のこと」をしつかり教えるべきなのです。

社会人が身につけておくべき「マナー」とは

ビジネスマナーの具体的な項目を挙げてみると次のようになります。

- 電話の応対
- 訪問時の心得
- 来客の応対
- ビジネスレターの書き方
- 席順
- 命令の受け方
- 報告の仕方
- アフター5のつきあい方
- 社内および取引先の冠婚葬祭時の心得
- 接待の心得
- 宴

会時の心得、等々

学校を出たての若い社員がこれらを完璧に心得ていることはまずありません。

今までそのような経験が少なかったのだから無理もない話です。

しかし、次のような項目についてはどうでしょうか？

- あいさつの仕方
- 正しい言葉遣い
- 返事の仕方
- 話の仕方、聴き方
- 態度、姿勢、立居振る舞い
- 服装、身だしなみ、等々

これらの項目もれつきとしたビジネスマナーです。

しかし前者とは明らかに異なる一面を持っています。

それは前者が「社会に出てから覚えていくこと」であるのに対し、後者は「社会に出る前にすでに心得ていること」という違いです。

早い話が「返事をしなさい」と最初に教わったのが会社に入ってからだった、というのは普通に考えればあり得ないことで、すでに家庭や学校でつけられているはず。

しかし現実問題としては新入社員研修などで「あいさつができない」「返事をしない」「態度が悪い」「姿勢が悪い」「着こなしが崩れている」という社員はいくらでも存在します。

来客時の応対や電話応対などいわゆるビジネスマナーの基礎となるのは実はこのような「基本動作」（「礼儀」といってもよい）なのです。

これが身につけていない人が少々ややこしいビジネスマナーの知識を教わってもおいそれと実践できるものではないかもしれません。

また、「マナー」はビジネスマナーだけではなくありません。ビジネスマナー以前の「赤信号で横断するな」「歩きスマホをするな」「喫煙スペースにゴミを放置するな」「電車の中では高齢者や妊婦に席を譲れ」等、「人としてやらなければならないこと、やってはならないこと」だってマナーです。

そんな初歩的なことは本来は社会人になる前の家庭教育・学校教育で嫌というほど教わっているはずなのに実践できない「マナーが悪い方々」は世の中にゴマンといます。

そんな当たり前のことができない人が世の中に感謝される良い仕事ができるわけがないのです。

新入社員に限らず、すべての社会人は小難しいマナーのテクニック等ではなく、まずは「人として当たり前のこと」こそ徹底して身につけるべきなのです。

人として求められる 当たり前の行動

接客をとまなう仕事であるか否かにかかわらず、どんな仕事をしていても「気配り」「気遣い」は非常に大事です。

気がつかない人は職場や仕事上の問題点にも気がつかないから「改善」ということができないし、気が利かない人は言われないと動

けません。

気を配れない・気を遣えない人は自分の周りから人が去っていくことになりま

す。
幼少期の頃にご両親や学校の先生から受けたしつけを思い出してみてください。

「人に何かやってもらったら『ありがとう』と言いなさい」「人に迷惑をかけるな。もしかけてしまったら『ごめんなさい』と言いなさい」「約束は守りなさい」「ウソをついてはいけません」「使ったものは片

づけなさい」「小さい子を

いじめてはいけません」等、生きていくのに必要な大事なことを数多く教わったはず

です。
しかし大人になるとそれ

ができなくなる人がたくさんいます。
「歩きスマホはやめましょう」というアナウンスや啓発ポスターがたくさんあるのに一向に歩きスマホは減りませんし、街中の喫煙コーナーには「ゴミを捨てるな」と書いてあるのに空き缶やタバコの空き箱が灰

皿に捨ててあるなんていう

光景は日常茶飯事です。

「言われてみればできていないところもあるが、会社ではちゃんと仕事はできているよ」というのは危険な考え方です。

そもそも「人として求め

られる当たり前の行動」ができないのは、常識がないのか、まずいことをやっていることに気がつかないのか、気がついていても「周りは知らない人間ばかりだからかまわない」と大人の義務を履行しないのか、周

人として求められる 「当たり前の行動」の例

1. 電車の中で……
 - ・ 入り口に立ち止まるな
 - ・ (混んでいる時、入り口付近にいる場合は) 降りる人のために自分もいったん降りよ
 - ・ 詰めて座れ、股を開くな、深く座れ(浅く座って足を投げ出すな)、足を組むな、荷物を座らせるな
 - ・ 携帯電話で通話をするな
 - ・ 高齢者、体が不自由な人、妊婦には席を譲れ
2. 駅の通路・改札・出札窓口で……
 - ・ 広がって歩くな
 - ・ スマホ、ケータイの画面を見ながら歩くな
 - ・ 階段の上り、下りを守れ
 - ・ ガムを捨てな、痰を吐くな
 - ・ 傘を振り回すな
3. 街で……
 - ・ 歩きながらタバコを吸うな・吸い殻を捨てるな
 - ・ 喫煙スペースに設置してある灰皿に空き缶や空き箱を捨てるな
 - ・ 人が大勢通るところで立ち止まるな、広がって歩くな
 - ・ 地べたに座り込むな
 - ・ 赤信号で横断するな
 - ・ 駐車スペースに収まるように駐車せよ
4. ビジネスホテルで……
 - ・ 廊下で騒ぐな、室内でも騒ぐな
 - ・ チェックアウト時は室内を片付けよ
 - ・ 足は入口のマットで拭いて入れ
5. 家で……
 - ・ 家族同士でもあいさつせよ
 - ・ 遅くなるなら連絡せよ
 - ・ 使ったものは元の場所に戻せ
 - ・ 汚したら掃除せよ
6. その他……
 - ・ 人に何かやってもらったら「ありがとうございます」
 - ・ 迷惑をかけるな。もしかけてしまったら「ごめんなさい」「申し訳ございません」
 - ・ 約束は守れ
 - ・ ウソはつくな、等

りの人に気を遣えない傍若無人の人なのか、子供に与える悪影響にまで考えが及ばないのか、まあだいたいそんなところでしょう。

そんな人が良い仕事が出来

ると思いますか？

「人として求められる当たり前の行動」の例は図表として別掲しましたが、いずれも簡単なことばかりです。

こういうことがきちんとできることが一人前の大人の大事な条件であることは論を待ちません。

私たちは企業の間人でありますが、その前に一人の人間です。

仕事をしている時だけ形を取り繕ってもどこかで必ずボロが出るものです。

企業人の基本は人としての基本と重なるところがたくさんあります。

どうか「こんな初歩的なこと」と鼻で笑うことなく、まずは「当たり前のこと」を徹底していつてもらいたいと願います。